第二十五条の十の見出し	障害共済年金
第二十五条の十第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付（法第八十四条第一項に規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）
第二十五条の十第二項	障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
	障害共済年金（	旧職域加算障害給付（
	併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付
第二十五条の十第三項	加算された障害共済年金	加算された旧職域加算障害給付
	第一号に掲げる金額は法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額の一部であるものと、第二号	第二号
	同条第一項第二号又は第二項第二号	第八十七条第一項第二号又は第二項第二号
	それぞれみなして	みなして
	併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付
	支給される障害共済年金	支給される旧職域加算障害給付
第二十五条の十三の見出し及び同条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
第二十六条の十三の見出し	退職共済年金等	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第二十六条の十三第一項	遺族共済年金は	旧職域加算遺族給付（法第九十九条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。）は
	遺族共済年金の	旧職域加算遺族給付の
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付
第二十六条の十四の見出し	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
第二十六条の十四第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	退職共済年金等のいずれか	旧職域加算退職給付
第二十六条の十四第二項	又は第二項の規定	の規定
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付

第二十六条の二の見出し	退職共済年金等	旧職域加算退職給付
第二十六条の二十一	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
第二十六条の二十二、第二十六条の二十七（見出しを含む。）、第二十六条の二十八及び第二十六条の三十（見出しを含む。）	退職共済年金の額は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止をに行わないこととされる部分に相当する額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
第二十七条第一項	退職共済年金又は障害共済年金の額	旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額
第二十七条第一項第二号から第四号まで	遺族共済年金の受給権者	旧職域加算遺族給付の受給権者
第二十七条第二項	当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定による支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額	旧職域加算遺族給付の額
	遺族共済年金の額	旧職域加算遺族給付の額
	又は第二項第二号の規定	同号
	退職共済年金又は国の新法による退職共済年金	旧職域加算退職給付
	遺族共済年金の職域相当額	旧職域加算遺族給付の額
	退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額	旧職域加算退職給付の額